

奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金 募集要項（2次募集）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の芸術文化活動が停滞している状況下において、芸術文化活動や県民の文化鑑賞の機会を確保するため、芸術文化活動をオンラインで発信するために要する経費について、予算の範囲内で補助を行います。

2 補助対象者

次の要件のいずれにも該当する事業者（法人・個人）又は芸術文化団体が対象となります。

なお、1補助対象者当たり1件のみ申請することができます。

※ 事業者の場合は（1）及び（3）～（8）、芸術文化団体の場合は（2）及び（3）～（8）の条件を全て満たす必要があります。

なお、いずれの場合も、プロとして対価を得て活動する事業者・団体を想定しています。

（1）事業者の場合（以下のア～ウの要件を全て満たすこと。）

ア 奈良県内に主たる活動拠点を有する法人又は個人であること。

イ 法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあること。

ウ 平成31年4月1日以降に、補助対象者自ら又は所属する構成員が、不特定多数の者を対象に演奏、演技等を公開し、対価を得る芸術文化活動を行った実績があること。

（2）芸術文化団体の場合（以下のア～エの要件を全て満たすこと。）

ア 奈良県内に主たる活動拠点を有すること。

イ 規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあること。

ウ 設立から1年以上経過していること。

エ 平成31年4月1日以降に、補助対象者自ら又は所属する構成員が、不特定多数の者を対象に演奏、演技等を公開し、対価を得る芸術文化活動を行った実績があること。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、作品制作、発表等の活動機会が失われ、又は減少していること。

（4）事業を完遂する見込みがあること。

（5）会計経理が明確であること。

（6）政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

（7）国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている法人又は団体ではないこと。

（8）暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

### 3 補助対象事業

#### (1) 対象となる分野

- ・ 芸術文化（音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸能）
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器を利用した芸術）
- ・ 伝統芸術（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、民俗芸能等の伝統芸能及び茶道、華道、書道等）
- ・ その他、文化芸術基本法（平成29年法律第73号）第8条から第12条までに規定する分野

#### 【文化芸術基本法】

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (2) 事業の内容

上記2の要件を満たす事業者又は芸術文化団体が、奈良県内で実施する芸術文化活動（文化イベント、制作活動等）とし、その映像を撮影し、編集の上、インターネット上で動画配信を行うとともに、できあがった動画を県に提出することを条件とします。

なお、事業の実施に当たっては、3密（密閉・密集・密接）を避けるなど、新しい生活様式（業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン遵守）に沿った形で実

施してください。

※次に掲げる芸術文化活動は補助の対象外です。

- ・特定の個人又は団体のみを対象として実施する芸術文化活動
- ・チャリティーコンサート等の寄附又は募金を目的として実施する芸術文化活動

#### 4 事業の実施期間

令和2年9月1日（火）～令和3年3月15日（月）に制作・実施された取り組みとします。なお、動画配信については、令和3年3月15日（月）までに完了させてください。

※ 令和2年9月1日（火）から交付決定日までに事業の実施に着手する場合は、「交付決定前着手届（第2号様式）」の提出が必要です。なお、審査の結果により、交付対象とならない場合もありますのでご注意ください。

※ 補助金の交付内示の日より前に完了している取組（活動）は対象とはなりません。なお、ここでいう「完了」とは、動画配信が完了している状態のことをいいます。

#### 5 補助金額

1件あたり上限50万円

※ 補助対象事業で得た収入（入場料、観覧料、チケット収入、有料配信収入等）や、国や他の地方公共団体等からの補助金の額を、補助対象経費の額から差し引いた額（千円未満切り捨て）と50万円のいずれか低い額とします。

※ 補助対象外経費がある場合、補助対象事業で得た収入から補助対象外経費を差し引くことができます。

※ 申請金額よりも減額して交付する場合があります。

#### 6 採択予定件数（2次）

10件程度（予定）

※ただし、予算の範囲内において採択件数を増加させる場合があります。

#### 7 補助対象経費

- ・ 機材等購入費（カメラ、通信機器、その他映像撮影や編集及び動画配信に必要な物品等）
- ・ 機材等賃借料（カメラ、通信機器等）
- ・ 映像撮影・編集経費
- ・ 動画配信経費
- ・ 映像撮影や編集及び動画配信に要する外部スタッフ人件費
- ・ 映像撮影や編集及び動画配信に係るコンサルティング料
- ・ オンラインチケット販売システム利用料
- ・ 動画配信に係る広報宣伝費
- ・ その他動画制作及び配信に必要と認められる経費

※ 補助対象事業の実施に当たり、次の例示にあるような経費（集客を行うイベントを開催するに当たり必要となる経費等、動画制作や配信関係以外の経費）については、補助

対象外となります。

出演費、謝金、交際費、報償費、旅費、需用費（動画制作や配信に係るものを除く）、食糧費、光熱水費（動画制作や配信に係るものを除く）、会場・設備使用料、舞台設営費、著作権使用料、郵送料、その他申請者が当然負担すべきであると県が判断した経費

ただし、これらの補助対象外経費については、補助対象事業で得た収入を充てることが可能です（令和2年9月1日以降、事業実施報告の日までに支払ったもので、領収書等により支払いの確認ができるものに限りです）。

※ 事業者や団体の維持経費等、補助対象事業に直接必要となるもの以外の経費については、補助対象事業で得た収入を充てることはできません。

- × 事業者又は団体の運営のための維持経費
- × 本事業の申請に係る経費（印刷費、交通費、郵送料等）
- × 領収書等により支払いが確認できないもの
- × 補助金の交付決定（内示）前に支払われた経費（事前着手が認められた場合は、交付決定前着手届（第2号様式）において、届け出た着手（予定）日より前の日に支払われた経費）
- × その他、公金による支出がふさわしくない経費

## 8 申請手続き

申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。申請書類は、奈良県文化振興課ホームページで入手可能です。

(<http://www.pref.nara.jp/item/237695.htm>)

### (1) 申請書類

- 奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第1号様式 別紙1）
- 収支予算書（第1号様式 別紙2）
- 活動実績調書（第1号様式 別紙3）及び添付資料
- 誓約書（第1号様式 別紙4）
- <事業者（法人）の場合> 登記事項証明書の写し又は法人の実態が分かるもの
- <事業者（個人）の場合> 確定申告書控えの写し
- <芸術文化団体の場合> ・規約又は定款の写し  
・団体の役員名簿  
・団体の概要が分かるもの
- 申請する補助対象事業に対し、他の機関から補助金等を受けている場合（補助対象事業の実施期間内に受ける予定がある場合を含みます。）は、その要項等、内容が分かるもの
- その他知事が必要と認める書類

### (2) 書類の提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課 文化芸術力向上係

(3) 提出期限

**令和2年12月28日（月）17時到着分まで受付**

(4) 注意事項

- ・ 提出期限は厳守してください。提出期限を過ぎたものは受付できません。
- ・ 書類を送付する際は、簡易書留や特定記録等、配達されたことが証明（確認）できる方法により送付してください。
- ・ F A Xや電子メールによる書類の提出は、受付できません。
- ・ 審査は受付期間内に提出された書類により行います。記入漏れや添付資料の不足等の不備があった場合、書類の補正を求めることがあります。それでもなお、内容が確認できない場合は審査の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。  
※書類の補正についても受付期間内に提出されたもののみ受付しますので、提出期限（**令和2年12月28日（月）17時到着分まで受付**）にご注意ください。
- ・ 提出された申請書類及び添付資料等は返却しません。
- ・ 申請書類の作成、送付等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

9 審査及び交付決定

- ・ 募集期間終了後、申請のあった事業について審査を行い、予算の範囲内において採択事業を決定し、採択の可否及び交付額について、メールで通知するとともに、通知書（書面）を郵送します。なお、申請内容によっては交付の対象とならない場合や、交付額を申請額から減額する場合があります。
- ・ 交付決定（内示）の通知時期は、**1月中旬**を予定しています。
- ・ 審査に当たって、評価を行う項目及びポイントは以下のとおりです。  
なお、下記評価項目のうち、「テーマの独自性・創意工夫」及び「先駆性」については、評価にあたっての重点項目とします。

評価項目	評価のポイント
事業の効果	・補助額に見合った効果が期待できるか
計画の実現性	・事業計画は実現可能性のある具体的なものであるか ・事業の内容と経費のバランスが取れているか
テーマの独自性・創意工夫	・企画内容に独自性があり、創造力に富んだものか ・奈良の魅力発信につながるものか ・県の芸術文化の発展・振興に寄与するものか
先駆性	・既存の手法にとられない先駆的な取組であるか ・新規性の高い技術（ICT等）などが活用されており、他団体へのオンライン化への波及効果が見込まれるか
継続性	・今後の継続や発展が見込まれるか ・将来に向けた事業の展望を持っているか

## 10 事業の変更及び中止

### (1) 事業計画の変更

事業計画を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）は、以下の書類を提出し、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。なお、「軽微な変更」とは、補助対象事業費の20パーセント未満の増減とします。

#### 【提出書類】

- 奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）
- 事業計画書（第3号様式 別紙1）
- 収支予算書（第3号様式 別紙2）
- 変更内容の概要が分かる書類
- その他知事が必要と認める書類

### (2) 事業の中止又は廃止

事業を中止又は廃止する場合は、「奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。なお、この場合において、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

## 11 実績報告

事業終了後30日以内又は令和3年3月31日までのいずれか早い方の日までに以下の書類等を県に提出してください。（事業終了から30日を経過する日が令和3年4月1日以降となる場合は、令和3年3月31日が提出期限となります。）

#### 【提出書類等】

- 奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金事業実施報告書（第5号様式）
- 事業実績報告書（第5号様式 別紙1）
- 収支決算書（第5号様式 別紙2）
- 支出に係る領収書等の証拠書類の写し
- 動画を記録したDVD等
- その他知事が必要と認める書類（事業のチラシ等、参考となる資料）

## 12 補助金交付額の確定・交付

県は、実績報告書等に基づき、対象経費等について精査し、補助金の交付確定額を申請者へ通知します。その後、申請者からの請求書の提出を受け、補助金を指定の口座へ振り込みます。

## 13 取得の処分制限について

補助対象経費により取得した財産又は効用の増加した財産については、5年間の処分制限期間が設けられます。

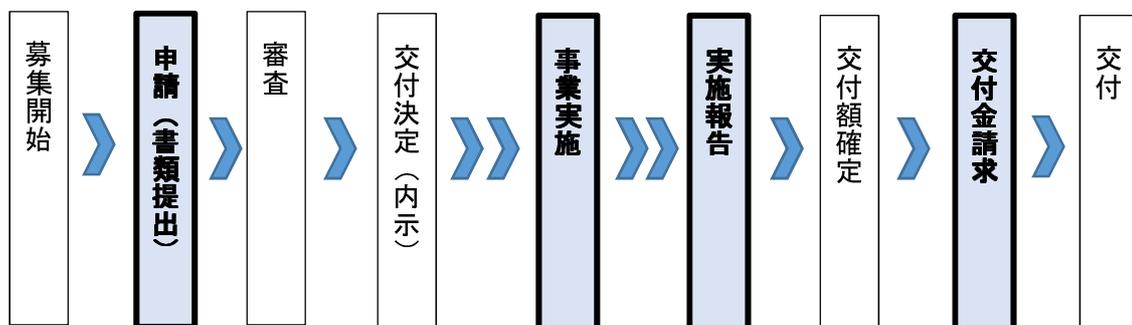
この処分制限期間が経過するまでに取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第8号様式）を提出し、承認を受ける必要があります。

※「財産」とは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具のことをいいます。

#### 1.4 著作権・使用权等

- ・ 作成した動画は、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう、申請者の責任及び費用負担にて適切にご対応ください。第三者から権利侵害に関する申し入れなどがあった場合には、申請者がすべての責任を負うものとします。
- ・ 動画作品の著作権は申請者に帰属しますが、奈良県がPRや記録等のために必要な範囲内で無償かつ通知を要せず無期限に利用することができるものとし、申請者は、著作人格権を行使しないものとします。
- ・ 提出いただいた動画は、県の公式ウェブサイトでも公開する予定です。

#### 1.5 申請から交付までの流れ



**申請(書類提出)**、**事業実施**、**実施報告**が、申請者で行っていただくもの（手続き）です。

#### 1.6 留意事項

- ・ 動画作品のデータは、広く一般に利用される形式で作成してください。（MOV、MPEG4、MP4、WMV、FLV等）
- ・ 動画配信の際、広告収入や課金収入等がある場合は、あらかじめ収支予算に含めるとともに、令和3年3月15日（月）現在までの収入額を収支決算書に記載し、実績報告を行ってください。
- ・ 事業の広報物や成果物には「奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業」と表記してください。なお、表記方法については、交付決定を受けた方に対し、別途通知します。
- ・ 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。また、行政機関や権利者等への許可届出等が必要な場合は、申請者の責任において必ず行うようにしてください。
- ・ 補助金の交付決定後であっても、交付の条件に違反したとき、虚偽申請等の不正行為があったとき、もしくは県が補助対象としてふさわしくない等と判断した場合は、交付決定を取り消し、交付額の減額、又は既に交付された補助金の返還を命じることがあります。

## 2次募集用（1次からの変更点は赤字）

- ・ 事業実施完了後、アンケートに回答してください。必要に応じて、ヒアリングを行う場合があります。
- ・ 補助対象事業実施の際、担当職員が実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 17 問い合わせ先

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課 文化芸術力向上係  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
電話：0742-27-8917 Eメール：bunka-naraken@mahoroba.ne.jp